

財務省告示第八十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十八年二月二十日に発行した割引短期国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

平成十八年三月九日

- 一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第三百九十
五回）
- 二 発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治
三十九年法律第六号）第五条第
一項
- 三 法律及びその
振替法の適
用等 社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。）の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第
価格競争入札発行」という。）
- 五 募入決定の
方法 各申込みのうち応募価格の
高い
入札競争
価格競争
入札発行
も
当てる。

十 一 発 行 価 格 日	十 一 発 行 価 格 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	七 イ 払 込 金 額							六 イ 発 行 額									
				行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行 争	イ 払 込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行 争	イ 発 行 額	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加
平 成 十 八 年 二 月 二 十 日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円	千 円	千 百 五 十 五 億 千 三 百 七 十 二 万 三	十 八 万 四 千 八 百 二 十 億 二 千 四 百 八	一 兆 三 千 八 百 二 十 億 二 千 四 百 八	額	額	額	億 六 千 万 円	額	億 六 千 万 円	額	億 六 千 万 円	一 兆 三 千 八 百 四 十 二	込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応

十七	十六	十五	十四			十三	十二			口		イ				
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	価格平均	募入平均	行争入札発	非価格競	者・第	特別参加	国債市場	入札発行	価格競争	
平成十八年二月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	当たらるときは、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	平成十九年二月二十日	十三銭九厘につき九十九円八	額面金額百円につき九十九円八				十三銭九厘につき九十九円八	額面金額百円につき九十九円八	十三銭以上のおそれの応募価格	額面金額百円につき九十九円八